

# 一般社団法人CIW検査業協会 鉄骨溶接部検査機関審査基準

制定 平成14年7月17日  
改正 平成19年2月23日  
改正 平成19年10月19日  
改正 平成26年8月7日  
改正 平成29年8月8日  
改正 令和元年7月30日  
改正 令和2年3月10日

## (目的)

**第1条** この基準は、「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱」（昭和61年6月18日付制定、平成28年3月31日付27都市建企第1305号改正、以下「東京都取扱要綱」という。）第12条第6項及び第7項の規定に基づき、登録申請者を一般社団法人CIW検査業協会検査機関倫理委員会（以下「検査機関倫理委員会」という。）があらかじめ審査判定を行い第12条第2項の規定に基づき登録申請手続きをする場合の必要な基準を定めることを目的とする。

## (審査基準)

**第2条** 鉄骨溶接部検査機関は、以下の基準に適合しなければならない。また、鉄骨溶接部検査機関の事業所は鉄骨溶接部検査機関としての業務に必要な以下の基準に適合していなければならない。ただし、検査機関倫理委員会が別にこれらと同等以上と認める場合においては、この限りでない。

## (組織)

**第3条** 鉄骨溶接部検査機関は、公正な立場を保持するために、その存在と運営について、次に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 民法その他の法律に基づく法人であること。
- (2) 鉄骨溶接部検査機関は、鉄骨加工業者、鋼材の製造業者、鋼材の取扱い業者及びその他鉄骨に関する業者（以下「鉄骨加工業者等」という。）並びに鉄骨加工業者等の取締役、監査役（以下「取締役等」という。）が原則として、主な株主になっていないこと。
- (3) 鉄骨溶接部検査機関の取締役等は、鉄骨加工業者、鋼材の製造業者又は鋼材の取扱い業者の取締役等でないこと。
- (4) 鉄骨溶接部検査機関の代表取締役は、社内検査を主に受注する検査会社（以下「社内検査会社」という。）の取締役等を兼務していないこと。また、取締役等は、社内検査会社の代表取締役を兼務していないこと。
- (5) 鉄骨溶接部検査機関の代表取締役は、建設業者（建設業法に基づく建設業者をいう。）又は設計事務所の代表取締役を兼務していないこと。ただし、次に掲げる条件に適合することで、建設又は設計の業務が検査業務の公正性に影響を及ぼさない場合は、この限りでない。
  - (ア) 検査の業務を行う部署と建設又は設計の業務を行う部署が組織的に独立していること。
  - (イ) その機関が建設又は設計に係った建築物並びに工作物に係る検査を行

わないこと。

- (6) 事業所ごとに、非破壊検査部門の年間売上げのうち、鉄骨加工業者等に対する売上額の比率が低いこと。
- (7) 検査を公正かつ正確に行うために、固有の施設、職員、及び設備機器並びに検査機関として独立した組織を有し、かつ、経営状態が安定していること。
- (8) 一般社団法人日本溶接協会（以下「JWES」という。）の定める溶接構造物非破壊検査事業者等の認定基準（以下「CIW認定」という。）の建築鉄骨検査適格事業者の認定を受けていること。
- (9) 鉄骨溶接部の検査について、技術及び公平な立場を確保するために有益な活動を行っている一般社団法人日本非破壊検査協会（以下「JSNDI」という。）、一般社団法人CIW検査業協会（以下「本会」という。）、一般社団法人日本非破壊検査工業会等の諸団体のいずれかに加入していること。
- (10) 法人としての設立後3年を経過し、かつ、直近の2年間について、(2)から(6)及び(8)の規定に適合していること。
- (11) この項に規定するもののほか、判定の要件について必要な事項は、別に定める一般社団法人CIW検査業協会「鉄骨溶接部検査機関登録要件細目」によるものとする。

（技術管理基準規定等）

**第4条** 一般社団法人日本建築学会「建築工事標準仕様書 JASS 6 鉄骨工事」10節10.4 受入検査及び「JASS 6 付則 6. 鉄骨精度検査基準」、「鉄骨工事技術指針」並びに「鋼構造建築溶接部の超音波探傷検査規準・同解説」等に基づく技術管理基準規定等を定め、これを職員に遵守させていること。ただし、溶接部の外面の合否判定のうち、平成12年建設省告示第1464号第二号イに定めがあるものについては、この定めによる技術管理基準等であること。

（管理者等の権限及び責任体制）

**第5条** 次の各号に示す管理者等の権限及び責任体制を組織管理規定等により明確にし、これを職員に遵守させていること。

(1) 管理者等の区分及び権限並びに責任

ア 管理者

組織の公正さと高度の技術レベルを維持するため、本審査基準に規定している水準を維持し、管理技術者、検査技術者、検査実務担当者に対する教育と訓練の実行に責任をもつ者

イ 管理技術者

(ア) 業務の公正さと高度の技術レベルを維持するため、検査技術者、検査実務担当者に対する教育と訓練を実施する義務を負う者

(イ) 鉄骨溶接部の検査について、次の事項を実施し、検査に関する総括的な責任を負う者

①検査計画の確定等（検査仕様書の確定及び検査要領書の承認）

②判定基準の決定

③検査の総合判定

④作業記録、検査成績書及び検査報告書の承認

ウ 検査技術者

鉄骨溶接部の検査について、次の事項を実施し、正確かつ公正な業務遂行のため監督・指導を行う者

- ①検査計画の確認等（検査仕様書の確認及び検査要領書の作成）
- ②関連法規、規格及び検査仕様書の解釈
- ③検査業務手順の立案
- ④検査実務担当者の監督・指導
- ⑤検査設備及び機器の管理
- ⑥検査業務の実施
- ⑦検査結果の判定
- ⑧作業記録並びに検査成績書又は検査報告書の確認

エ 検査実務担当者

鉄骨溶接部の検査について、検査技術者の指導の下で、次の事項を実施し、正確かつ公正な業務を行う者

- ①検査業務の実施
  - ②検査結果の一次判定
  - ③検査設備及び機器の点検・校正
  - ④作業記録並びに検査成績書又は検査報告書の作成
- (2) 検査の結果、知事が別に定める重大な不具合があった場合は、東京都取扱要綱第9条第1号の判定基準に基づく検査報告とは別に、速やかに工事監理者又は、工事施工者に通知していること。
- (3) 検査の結果、不合格が生じた場合の処置として次の各号が建築主、工事監理者及び工事施工者に対し説明できる体制となっていること。
- ア 総合的な判断を行った者
  - イ 検査機器の状態及び検査時の状況
- (4) 不合格が生じた検査に係る再検査は原則として同一検査員によるものとする。ただし、やむを得ない事情により同一検査員による再検査が出来ない場合は同一検査機関で行うこと。ただし、工事監理者の指示がある場合は、この限りでない。
- (5) 検査結果が組織的に管理されており、改ざん等できないようになっていること。
- (6) 検査結果の改ざん等、職員の不正行為に対する罰則規定を文書等により定め、これを厳正に適用していること。
- (7) 東京都取扱要綱第11条第1項の規定により知事が別に定める重大な不具合があった場合の検査結果（以下「重大な不具合」という。）について、別に定める書式により、速やかに当該工事に係わる建築物を建築基準法第6条第4項又は建築基準法第6条の2第1項に基づき確認した建築主事等に報告していること。また、このときの確認が指定確認検査機関において確認したものにあっては併せて、東京都の区域内の各特定行政庁に報告していること。
- (8) 前号の報告について知事が求めたときに知事へ報告できる体制となっていること。

（管理者の条件等）

**第6条** 検査を正確かつ公正に実施するために、次に掲げる常勤の技術者等の職員を置かなければならない。なお、次の（1）から（4）に掲げる者は、鉄骨溶接部検査機関と東京都取扱要綱第8条の規定に基づく検査機関で平成12年建設省告示第1463号第2項各号、第3項各号並びに第4項各号の規定に基づく鉄筋の継手の性能を確認する外観検査、超音波探傷検査及び超音波測定検査を行う検査機関（以下「鉄筋継手検査機関」という。）の業務以外の業務を兼ね

ることができない。

(1) 管理者

他の業種、部門と兼職、兼任していないこと。このときの管理者は、鉄筋継手検査機関の管理者と兼任することができる。

(2) 管理技術者

ア 事業所ごとに1名以上。ただし、検査業務上支障のない場合は、(3)に規定する検査技術者と兼任することができる。

イ 年間200日以上 of 常勤者

ウ 下記に掲げる資格を有し、かつ、財団法人、公益財団法人、一般財団法人、社団法人、公益社団法人、一般社団法人等（以下「公益法人等」という。）が行う建築材料の試験・検査に関する研修等で知事が認めたものを受講し、その年度の翌年度の開始の日から起算して3年が経過していない者

(ア) JWESが認定するCIW認定に基づく検査技術管理者

(イ) JWESが認定する JIS Z 3410 に基づく溶接管理技術者1級

(ウ) 一般社団法人鉄骨技術者教育センター（以下「SEEC」という。）が認定する建築鉄骨製品検査技術者

(エ) SEECが認定する建築鉄骨超音波検査技術者

(3) 検査技術者

ア 事業所ごとに1名以上。ただし、検査業務上支障のない場合は(4)に規定する検査実務担当者と兼任することができる。

イ 年間200日以上 of 常勤者

ウ 下記に掲げる資格を有し、かつ、公益法人等が行う建築材料の試験・検査に関する研修等で知事が認めたものを受講し、その年度の翌年度の開始の日から起算して3年が経過していない者

(ア) JWESが認定するCIW認定に基づく上級検査技術者（超音波検査部門）

(イ) JWESが認定する JIS Z 3410 に基づく溶接管理技術者2級

(ウ) SEECが認定する建築鉄骨製品検査技術者

(エ) SEECが認定する建築鉄骨超音波検査技術者

(4) 検査実務担当者

ア 事業所ごとに2名以上

イ 年間200日以上 of 常勤者

ウ 下記に掲げる資格を有し、かつ、公益法人等が行う建築材料の試験・検査に関する研修等で知事が認めたものを受講し、その年度の翌年度の開始の日から起算して3年が経過していない者

(ア) JWESが認定するCIW認定に基づく検査技術者（超音波検査部門）

(イ) SEECが認定する建築鉄骨製品検査技術者

(ウ) SEECが認定する建築鉄骨超音波検査技術者

(エ) JSNDIが認定する JIS Z 2305 に基づいて認定した超音波探傷試験レベル2以上の資格

(5) 事務担当者

ア 原則として事業所ごとに1名以上

イ 年間200日以上 of 常勤者

(施設等)

**第7条** 事業所施設は、次の各号に適合していること。

(1) 検査業務に必要な事務作業面積を保有していること。

- (2) 本審査基準第9条の業務の執行体制に規定する年限分の検査成績書が原則として保管できること。
- (3) その他検査業務に必要な施設を保有していること。

(設備・機器等)

**第8条** 事業所ごとに受託する検査の項目に応じて、次に掲げる必要な設備等を有していること。

- (1) 鉄骨溶接部の超音波探傷検査においては次に掲げる機器を有していること。  
 JWESの定める溶接構造物非破壊検査事業者等の認定基準（WES 8701）の附属書A（規定）溶接構造物非破壊検査事業者の品質マネジメントシステム等に係わる要求事項A.8 施設、設備及び機器の管理の附属書A 表A.1「認定検査部門に必要な設備及び機器」のうち超音波検査部門に定める機器
- (2) 東京都取扱要綱第9条第1号に規定する鉄骨溶接部の外観検査においては、次の表に掲げる機器を有していること。

表

機 器 名 等	下限値又は条件	備 考
(1) 補助光源用懐中電灯	検査業務に必要な数	——
(2) 溶接ゲージ	同 上	すき間ゲージ、限界ゲージ、アンダーカットゲージ、かね尺及び測定治具等
(3) ノギス	同 上	——
(4) ルーペ（5倍以上）	同 上	——

(業務の執行体制)

**第9条** 業務の執行体制について、次に掲げる条件を備えていること。

- (1) 検査成績書が、知事が別に定める様式を標準としたものになっていること。また、文書管理規定等により、検査成績書が15年以上保存（鉄骨溶接部検査機関の管理者がパスワードを設定し、保存後変更できない媒体により管理する電子データを可とする。）されるよう文書化されていること。
- (2) 検査料に関する規定があり、これを公表していること。
- (3) 技術に関する研修等を定期的実施又は受講する規定を定め、実施し、その記録を保管し職員の技術及び知識の向上を図っていること。
- (4) 鉄骨溶接部の検査業務は原則として、外部に発注（以下「外注」という。）していないこと。ただし、正確かつ公正な検査の実施を確保できる実効性ある外注管理規定を定めた場合は、この限りでない。

(その他)

**第10条** この基準に定めるものの他、必要な事項は東京都取扱要綱及び東京都「鉄骨溶接部検査機関審査基準」（平成31年3月25日改正、30都市建企第1375号）

に従う。

- 2 その他、必要な事項は検査機関倫理委員会委員長が定める。

#### 付 則

- 1 この基準は、平成19年10月19日から施行する。
- 2 この基準の改廃は検査機関倫理委員会の議を得て行う。
- 3 この基準の具体的運用は、別に定める一般社団法人C I W検査業協会検査機関倫理委員会規程による。
- 4 **第5条**（2）、（7）及び（8）の規定に関しては、平成15年6月1日より適用する。
- 5 以下に掲げる事項については、平成22年3月31日までは、社団法人日本溶接協会の定める溶接構造物の非破壊検査事業者等の技術種別基準（WES 8701:2000）（以下「CIW認定旧基準」という。）による認定と併用することができる。
  - （1）**第3条**（8）項は、CIW認定旧基準の超音波検査部門の認定を受けていること。
  - （2）**第6条**（2）ウの（ア）項は、CIW認定旧基準により認定された主任検査技術者であること。
  - （3）**第6条**（3）ウの（ア）項は、CIW認定旧基準により認定された主任試験技術者であること。
  - （4）**第6条**（4）ウの（ア）項は、CIW認定旧基準により認定された試験技術者であること。
  - （5）**第8条**（1）は、CIW認定旧基準8.2項「各認定検査部門に必要な設備及び機器」のうち超音波検査部門に定める設備及び機器を保有していること。

#### 付 則

- 1 この審査基準は、平成29年4月12日から施行する。

#### 付 則

- 1 この審査基準は、令和元年7月30日から施行する。

#### 付 則

- 1 この審査基準は、令和2年3月10日から施行する。